

《計画決定 H29.9.21 江戸川区告示第 566 号》

《計画変更 R2.9.18 江戸川区告示第 660 号》

東京都市計画第一種市街地再開発事業の決定（江戸川区決定）

都市計画平井五丁目駅前地区第一種市街地再開発事業を次のように変更する。

幅員の [] は全幅員を示す。

名 称		平井五丁目駅前地区第一種市街地再開発事業				
施行区域面積		約 0.7ha				
公共施設 の配置 及び規模	道 路	種別	名称	幅員	延長	備考
		幹線街路	都道 315 号御徒町小岩線(蔵前橋通り)	12.5m [25m]	約 110m	整備済
		区画道路	江戸川区特定区道 A-0032 号線	7.5m ~ 13.5m [15m ~ 21m]	約 170m	一部拡幅
			区画道路 1 号	10m [10m]	約 90m	拡幅
建築物の 整備	建築面積	延べ面積 [容積対象面積]	主要用途	高さの限度	備考	
	約 2,300 m ²	約 44,400 m ² [約 29,600 m ²]	店舗等、保育 所、住宅、駐車 場	110m	階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、12 メートルまでは当該建築物の高さに算入しない。	
建築敷地 の整備	建築敷地面積	整備計画				
	約 3,700 m ²	道路境界より建物を後退させ、道路と一体となった歩行空間を整備する。				
住宅建設の目標		戸数	面積	備考		
		約 370 戸	約 41,000 m ²			
参 考		地区計画（平井五丁目駅前地区）区域内及び高度利用地区内にあり。				

「施行区域、公共施設の配置、街区の配置及び建築物の高さの限度は、計画図表示のとおり」

理由：土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図り、住宅と商業施設が調和した安全でうるおいのある複合市街地を形成し、平井駅周辺の拠点として、地区の魅力ある住環境の向上を図るため、第一種市街地再開発事業を変更する。